平成２２年（フ）第２号
富山市山田中村125番地　市営住宅Ｂ－３－２号
債務者　矢合　純子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６号
富山市窪新町９番７－３号
債務者　高森陽一郎
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７号
富山市下冨居１丁目８番15―４―104号　県営住宅
債務者　野坂　嘉孝
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８４６号
千葉県流山市野々下３丁目758番地の22野々下グリーンハイツ102
債務者　堀越　俊和
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７号
千葉県野田市中野台1211番地の４　メイプルヴィラあたご104号
債務者　佐藤　一美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２１号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷８丁目４番22号　ハイツアリエス101
債務者　石井イナこと　イシイ　イナ　ザパンタ
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２７号
千葉県松戸市牧の原２番地の65　牧の原公団住宅１街区19棟812号
債務者　阿部メリージーナこと　アベ　メリージーナ　アクラン
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２９号
千葉県松戸市常盤平７丁目２番地常盤平公団住宅２街区６棟204号
債務者　内山志津江
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４３号
千葉県松戸市幸谷609番地の２グリーンヒル関105号
債務者　金子　和子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６３号
千葉県鎌ケ谷市富岡１丁目８番２号　ビューパレス鎌ヶ谷201号
債務者　杉村　明子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６６号
千葉県柏市豊四季816番地99　ハイツレインボー南柏107号
債務者　淵上祐紀子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７２号
千葉県野田市山崎梅の台10番地の12
債務者　清水真梨子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１４４０号
北九州市小倉北区日明１丁目９番17号
債務者　黒木　　浩
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５号
北九州市門司区吉志４丁目11番６号　セジュール彩Ａ201
債務者　岩政純一郎
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２６号
北九州市小倉南区守恒本町２丁目１番30―405号
債務者　ファイブ工業こと　中村　道信
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５１号
北九州市門司区奥田１丁目６番13号
債務者　檜　　類
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７２号
北九州市門司区吉志新町２丁目９番８号
債務者　岩野　妙胡
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部